**解散公告（第一回）**

当土地改良区は、平成二十九年五月二十二日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月八日

兵庫県宍粟市山崎町青木四三七番地一
清算法人青木土地改良区
代表清算人　栗山　武

**解散公告（第一回）**

当土地改良区は、平成二十九年三月十五日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月八日

岡山県瀬戸内市長船町土師二九一番地
清算法人長船土地改良区
清算人代表　藤原　和正

**解散公告（第二回）**

当基金は、平成二十九年五月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月八日

石川県金沢市上堤町一番一二号
石川県病院厚生年金基金
代表清算人　石野　洋

**解散公告（第三回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月八日

大分県国東市安岐町山浦一〇二八番地
宗教法人大道教安岐教会
清算人　河野　知員

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道小樽市長橋二丁目四三番地、最後の住所北海道小樽市富岡一丁目三二番一五二号ライオンズマンション五〇三号室
被相続人　亡　小町　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

北海道小樽市花園二丁目八番一八号　司法書士荒内亮事務所
相続財産管理人　司法書士　荒内　亮

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県最上郡戸沢村大字蔵岡一六四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　芦原　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

山形県新庄市沖の町四番三六号　弁護士法人手塚橋本法律事務所　新庄事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　一馬

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県取手市駒場四丁目二六番、最後の住所茨城県取手市駒場四丁目二六番五号
被相続人　亡　高橋　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

茨城県取手市取手二丁目一〇番一五号ナガタニビル五階取手駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大関　太朗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県蕨市南町三丁目一二番地一、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字慈恩寺六八八番地五グリーンコーポⅡ一〇二号室
被相続人　亡　村上富治男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四九七番地
相続財産管理人　司法書士　阿久津　均

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江戸川区船堀一丁目九六三番地、最後の住所東京都江戸川区船堀一丁目三番三―一〇〇四号　被相続人　亡　山崎　豊洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小代　順治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都北区豊島三丁目二二番地、最後の住所東京都北区豊島五丁目六番一一―五一五号　被相続人　亡　小金井一正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

事務所東京都千代田区六番町三番地一協和ビル六階N&S法律知財事務所
相続財産管理人　弁護士　澁谷　和洋
（登録姓　渋谷）

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都港区芝公園四丁目第一号地一番、最後の住所東京都品川区東品川三丁目一番八号晴楓ホーム　被相続人　亡　長谷川志づよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル四階山崎総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北代八重子
（登録姓　石田）

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県喜多方市字小田付道上七〇二一番地、最後の住所東京都杉並区方南一丁目一番七号広川ビル二〇三
被相続人　亡　渡部　真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月八日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　千代田有子
（登録姓　中嶌）

**第49期決算公告**　平成29年6月7日

宮城県黒川郡大衡村中央平1番地
**セントラル総合サービス株式会社**
代表取締役　小川　和寿

**貸借対照表の要旨**（平成29年3月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 353 |
| | 固定資産 | 1,364 |
| | 合計 | 1,717 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 346 |
| | 固定負債 | 162 |
| | 負債本金 | 1,209 |
| | 資本金 | 90 |
| | 資本剰余金 | 163 |
| | 利益剰余金 | 956 |
| | 利益準備金 | 21 |
| | その他利益剰余金 | 935 |
| | （うち当期純利益） | （159） |
| | 合計 | 1,717 |

注　金額は百万円未満を切り捨て表示しております。